

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	4	1	都市計画総務費	310

部局名	都市整備部
課名	都市計画課

I : 事業概要

施策事業名	都市計画管理
事業目的	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画行政全般の事務及び各種同盟会・協議会に関する事務を適正に実施する。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○都市計画基礎調査委託 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の策定や決定・変更、各種計画策定のための基礎資料・根拠資料とするもの。 <ul style="list-style-type: none"> ①調査区、人口及び世帯規模 ②建物利用現況、地区別新築状況 ③土地利用現況 ④開発状況 ⑤愛知県による分析の順番で調査を実施する（5年サイクル）【令和6年度：開発状況】 ○公開型GISシステム更新業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・生産緑地、DID(人口集中地区)、都市計画道路(国道41号)、立地適正化計画に関する居住誘導区域及び都市機能誘導区域の公開型GISの情報を更新するもの。 ○地区計画公園整備検討業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・橋爪・五郎丸の地区計画公園整備の方針を地域住民と共にWSにより検討し、整備イメージを作成するもの。 ○五郎丸東一丁目地区まちづくり基本調査業務委託 <ul style="list-style-type: none"> ・五郎丸東一丁目地区での新たなまちづくりを具体化するため、地区の現況及び課題の整理、まちづくりの基本方針、土地利用構想、概算事業費等の検討のほか、勉強会などの運営支援を行うもの。【令和7年度へ予算繰越】 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画基礎調査委託【開発状況】 863,500円 ・公開型GISシステム更新業務委託 1,804,000円 ・地区計画公園整備検討業務委託 1,683,000円 ・五郎丸東一丁目地区まちづくり基本調査業務委託【令和7年度へ予算繰越：13,321,000円】
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ○都市計画基礎調査委託 <ul style="list-style-type: none"> 都市計画の策定や決定・変更などに必要な基礎・根拠資料として、開発状況についての調査を完了した。 ○公開型GIS都市計画図更新業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 生産緑地、立地適正化計画での居住誘導及び都市機能誘導区域などの公開型GISの情報更新を完了した。 ○地区計画公園整備検討業務委託 <ul style="list-style-type: none"> 公園整備の方針をワークショップや説明会により地域住民と共に検討し、整備イメージを作成した。 ○五郎丸東一丁目地区まちづくり基本調査業務委託 <ul style="list-style-type: none"> まちづくりの基本方針を策定するにあたり、調査を進める中で、令和7年4月から愛知県の市街化編入基準が変更されることが分かり、地権者の意向を再度確認した上で、まちづくりの基本方針、土地利用構想、概算事業費等の検討を実施する必要性が生じたため、令和7年度に業務を繰り越して実施することにした。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

(見直し・点検進捗評価は4段階)

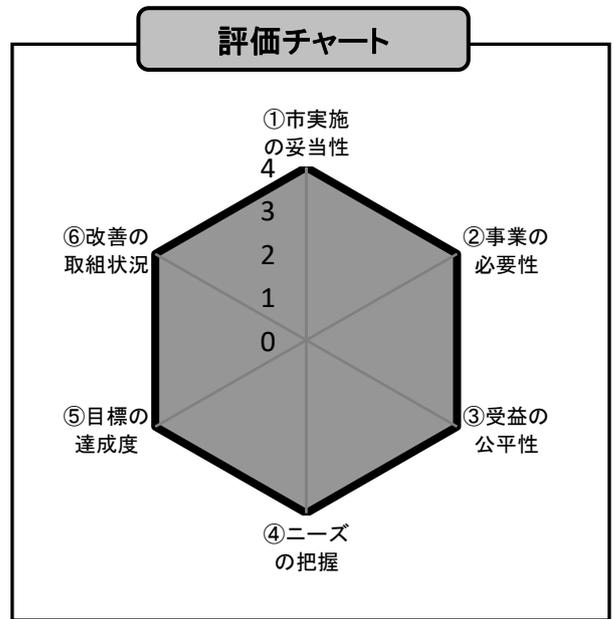
事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
都市計画総務事務	1,606	82	1,524	95%	4	4	4
都市計画推進	7,499	0	7,499	100%	4	4	4
都市計画マスタープラン等策定	671	0	671	100%	4	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	9,776	82	9,694	99%	4	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況

(単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		21,266	9,776	49,399
財源内訳	国県支出金	5,600	0	4,290
	地方債	0	0	0
	その他	81	82	9,926
	一般財源	15,585	9,694	35,183
一般財源の割合		73%	99%	71%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	「都市計画基礎調査」は、都市計画法第6条により概ね5年毎に省令に定めるところにより実施する調査である。「都市計画図」は、都市計画行政を遂行するため必要となる図である。「地区計画公園」は、地区計画に基づき市が整備するもの。
②事業の必要性	4	「都市計画基礎調査」及び「都市計画図更新」は、都市計画行政の基本となる事業である。「地区計画公園」は地区計画で決定されている公園である。「まちづくり基本調査」は犬山市総合計画や都市計画マスタープランで位置づけられたまちづくりの実現に向けた調査である。
③受益の公平性	4	「都市計画基礎調査」及び「都市計画図更新」は都市計画行政の基本となる事業で、市全体が対象となる。「地区計画公園」は地区計画区域内及びその周辺住民が対象となる公園である。
④ニーズの把握	4	「地区計画公園」は、令和6年度に意見交換会やワークショップを通じてニーズや意見の反映を行った。「まちづくり基本調査」は、令和5・6年度に、ニーズの把握とまちづくりの方向性に関する意見収集を行っている。
⑤目標の達成度	4	「都市計画基礎調査」は、県要綱に従い適切に対応した。「都市計画図更新」は必要な部分を適切に更新した。「地区計画公園」は市民の意見を反映したデザイン案を作成した。「まちづくり基本調査」は県基準の変更予定はあるが、順調に調査を行っている。
⑥改善の取組状況	4	各種事務処理や要綱などについて再確認を行った。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	宅地開発事業補助の対象区域を立地適正化計画に定める居住誘導区域に見直しを行った。
令和7年度に見直しを実施している事項	各種事務処理や要綱などについて定期的な確認を行う。
今後見直しを検討する事項	各種事務処理や要綱などについて定期的な確認を行う。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
まちづくり基本調査に着手した五郎丸東一丁目地区について、市街化編入を伴う新たなまちづくりを進めるため、地権者と連携して関係機関等との円滑な調整を行いながら事業実施へとつなげる必要がある。	地権者組織のまちづくり準備委員会を始め、地権者との勉強会や意向確認などにより地権者と連携し、愛知県など関係機関等との調整等を密に図りながら円滑な事業実施を目指す。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	4	3	建築総務費	316

部局名	都市整備部
課名	都市計画課

I : 事業概要

施策事業名	建築景観管理
事業目的	建築行政全般を通して、適正な規制でまちの秩序を保ちながら、居住誘導を促進し、安心・安全で、誰にとっても快適で暮らしやすい魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 <ul style="list-style-type: none"> ・建築行政業務全般として建築総務事務・景観整備事業・民間建築物耐震事業・空き家対策事業・定住促進事業を行う。 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○建築総務費 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法等に関する許認可事務 ・公共施設の営繕業務（積算システム利用料） ○景観整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・景観条例及び景観計画に基づく取組（景観形成助成:2件） ○民間建築物耐震診断改修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物耐震改修促進計画に基づく各種支援（民間木造住宅の耐震診断:99件、改修:14件、除却:23件 等） ○空き家対策事業 <ul style="list-style-type: none"> ・特措法・条例に基づく指導 ・空き家相談・空き家バンクによる活用促進 ・空家等実態調査 ○定住促進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・「ふるさと定住・働きて定住サポート事業」「住宅リフォーム補助金」による定住促進 ●主な決算の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・景観形成助成（2件） 6,000,000円 ・民間木造住宅耐震改修費補助（耐震改修補助14件、除却補助23件） 18,444,000円 ・空家等実態調査業務委託 6,457,000円 ・ふるさと定住促進サポート補助（同居6件、近居23件、働きて1件） 8,800,000円
事業の成果・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・開発許可審査 19件、建築許可審査(43条含む) 34件により適切なまちづくりを進めることができた。 ・民間木造住宅 耐震診断 99件、耐震改修補助 14件、除却補助 23件により住宅の耐震化を進めることができた。 ・ふるさと定住促進サポート事業 同居 6件、近居 23件、働きて 1件の補助事業により、88人の定住を支援することができた。また住宅リフォーム16件の補助事業により市内定住を支援することができた。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

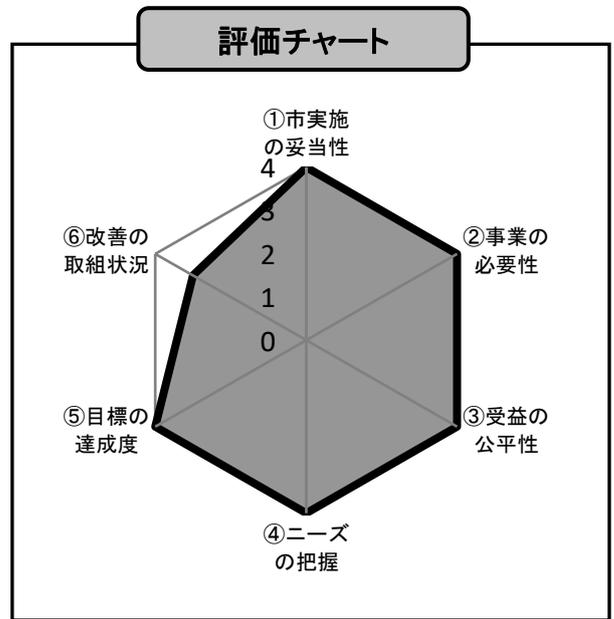
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
建築総務事務	1,198	0	1,198	100%	4	4	3
景観整備	6,352	6,352	0	0%	4	4	4
民間建築物耐震診断改修	24,041	16,758	7,283	30%	4	4	4
空き家対策	6,525	2,960	3,565	55%	4	3	4
定住促進	12,292	12,292	0	0%	4	4	3
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	50,408	38,362	12,046	24%	4	3	3

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		35,296	50,408	70,197
財源内訳	国県支出金	8,403	21,218	19,003
	地方債	0	0	0
	その他	993	17,144	18,892
	一般財源	25,900	12,046	32,302
一般財源の割合		73%	24%	46%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	都市計画法に基づく許可事務、建築基準法に基づく事務、景観法、耐震改修促進法、空き家特措法などに基づく事業で、市が実施しなければならない事業である。
②事業の必要性	4	景観、耐震、空き家対策に関する事業は、各種計画に基づいて行う事業で、継続することで住環境の改善の効果に繋がる事業であるため継続実施が必要である。
③受益の公平性	4	各種補助制度の活用には、各々の条件を満足する必要があるものの景観、耐震、空き家対策、定住に関する事業は、市全域が対象である。
④ニーズの把握	4	空き家対策においては市民相談、景観は城下町町内会との意見交換や歴史的建築物所有者へのアンケート、耐震や定住促進は制度活用者へのアンケートを実施し、ニーズを把握している。
⑤目標の達成度	4	景観、耐震、定住促進の補助制度は概ね目標通り活用されている。空き家対策は、条例に基づく指導や空き家バンクの活用により諸問題の解決が図られている。
⑥改善の取組状況	3	各種補助事業の効果や有効性を検証した上で今後のあり方を検討し、補助事業の見直しや拡充等を実施した。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	空き家対策事業において、空き家バンクの周知や利用促進に向け、固定資産税納税通知書に同封するパンフレットに空き家バンクに関する記事を追加掲載した。また地域への影響が懸念される一定期間継続した空き家の活用を促進するため、2年以上空き家バンクに掲載されている空き家の購入に対する補助制度を創設した。
令和7年度に見直しを実施している事項	令和7年度末に計画期限をむかえる「犬山市空家等対策計画」について、令和6年度に実施した空家等実態調査の結果や各施策等の最新状況、空家等対策推進に関する特別措置法の改正を踏まえ、空家等の問題解決に繋がる効果的な計画となるよう改訂する。
今後見直しを検討する事項	定住や地域振興などを目的に行ってきた都市計画法に関する制限緩和について、関連する実績の調査を行いながら対象となる施策や条例・要綱などの見直しを検討していく。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
人口減少や企業誘致に対して、効果的な支援策などを行う必要がある。	都市計画マスタープランや立地適正化計画の策定に合わせて、都市計画法の許可に関する条例や補助要綱などの見直しを検討しながら、より効果の高い施策の検討を継続していく。

令和6年度 決算説明書 / 事業評価シート

予算			目名	決算書(P)
款	項	目		
7	5	1	住宅管理費	322

部局名	都市整備部
課名	都市計画課

I : 事業概要

施策事業名	市営住宅管理
事業目的	市が建設し、低額所得者に賃貸するための住宅である市営住宅について、適正管理をすることを目的とする。
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の全体計画 市営住宅を適正に管理していく。 管理戸数：6団地 27戸（R7.4.1現在） 【薬師5戸、秋葉下5戸、中野3戸、西北野4戸、塔野地1戸、向米野9戸】 ●主な事業内容 <ul style="list-style-type: none"> ○修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・管理上必要な修繕の実施 ○施設管理委託 <ul style="list-style-type: none"> ・管理上必要な除草の実施 ●主な決算の内訳 修繕 990,000円 除草 3,113,000円
事業の成果・効果	市営住宅を適正に管理することで、居住者の生活の安定と社会福祉の増進を図っている。

II : 個別事業内訳

(単位：千円)

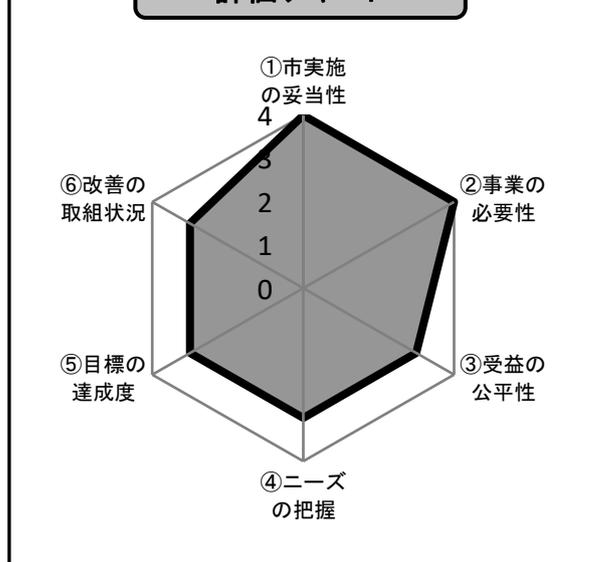
(見直し・点検進捗評価は4段階)

事業名	決算額	財源内訳		一般財源の割合	見直し・点検進捗評価		
		特定財源	一般財源		利便性向上	情報発信・共有化	業務の効率化
市営住宅管理	4,193	1,761	2,432	58%	3	4	4
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
合計	4,193	1,761	2,432	58%	3	4	4

Ⅲ：年度別事業費の状況 (単位：千円)

事業費		R5決算	R6決算	R7予算
		4,953	4,193	8,264
財源内訳	国県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他	2,251	1,761	1,965
	一般財源	2,702	2,432	6,299
一般財源の割合		55%	58%	76%

評価チャート



Ⅳ：事業の評価 (PDCAサイクルのCheck)

評価の観点	評価	評価根拠
①市実施の妥当性	4	市営住宅は、公営住宅法に基づく住宅で、基本的には市が維持管理しなければならないが、住宅本体は近年全国的にも増加傾向と言われる民間賃貸住宅のストックを活用した借上公営住宅制度の活用も検討していく。
②事業の必要性	4	現入居者は、継続して低廉な家賃での住宅の提供が必要である。住宅本体の供給は、民間の既存ストックの活用を図ることで継続が可能であるが、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で提供するには、市での事業継続が必要である。
③受益の公平性	3	新規募集は中止しており、入居者も少数になっている。入居者からは使用料を徴収して運営している。
④ニーズの把握	3	管理人を配置するなど、入居者のニーズを把握しながら適切な維持管理を行っている。今年度は入居者へのアンケートを実施し、借上市営住宅への転居ニーズ等を把握した。
⑤目標の達成度	3	入居者の要望に沿った、適切な修繕工事を行った。
⑥改善の取組状況	3	歳出削減、空き地の有効活用を図りながら財源確保を継続して取り組む。また市営住宅のありかたを見直すことにより、長期的で全体的な歳入出及び業務の適正化に取り組んでいる。

Ⅴ：業務の見直し・点検 (PDCAサイクルのC→A)

令和6年度に見直しを実施した事項	全ての市営住宅は老朽化が著しく、令和6年度に実施した耐震診断では耐震性の不足を確認したことから、市営住宅の今後のありかたについて再検討を行い、借上市営住宅制度への移行を進めることとした。また事業実施の実現に向けて、市営住宅の長寿命化計画を改訂し、その中で借上市営住宅制度への移行を位置づけた。
令和7年度に見直しを実施している事項	借上市営住宅への転居を進めるため、候補となる民間住宅物件の抽出及び入居者とのマッチングを行い、転居につなげていく。
今後見直しを検討する事項	転居により入居者が居なくなった住宅団地について、順次、空き住宅を解体し用途廃止ののちに売却等の土地の活用方針を検討する。

Ⅵ：課題とその対応策及び今後の方向性 (令和6年度におけるPDCAの成果：次のサイクルに反映させていく事項)

課題	対応策・今後の方向性
市営住宅は建築後65年以上が経過し老朽化が著しく、耐震性が不足している建物であることから、借上市営住宅への転居を進める必要がある。	令和8年度を目途に借上市営住宅制度の運用を開始し、借上候補物件と入居希望者とのマッチングを実施していく。マッチング後に入居者が順次借上市営住宅へ転居した後は、既設住宅を順次除却。全住戸の除却が済んだ団地は、用途廃止を行うとともに売却等の土地の活用方針を検討する。